

十二月定例会ではこんなことが決まりました

十二月定例会では、二十八件の議案等の審査を行い、これら全てが原案のとおり可決されました。主なものを紹介します。

「平成二十三年度津山市一般会計補正予算(第二次)」

◎一般会計に十一億六百四十一万円の増額を可決

十二月定例会に提案された「補正予算」は、災害復旧費約四億円、障害者介護給付金・生活保護費約四億六千万円が計上され、また、家庭可燃ごみ収集業務委託に関する債務負担行為の追加補正があり、採決の結果、賛成多数で可決しました。

平成二十四年四月一日施行の新条例議案を可決

十二月定例会では、平成二十四年度から施行される「新しい条例」議案が可決されました。市民生活に「直結した課題」です。詳細は担当課にお尋ねください。

◎津山市犯罪被害者等支援条例(環境生活課)

犯罪被害者等基本法の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に推進すること、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するものです。

◎津山市墓地等の経営の許可等に関する条例(環境生活課)

墓地、埋葬等に関する法律の変更に伴い、墓地等の経営にかかる許認可事務等が県から市へ移譲されるため、津山市の条例を新たに制定するもので、墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可を希望する方はご留意ください。

◎津山市奨学基金条例(生涯学習課)

従前からの全本明正奨学基金に、故富田泰司氏の寄付金を合わせ、津山市奨学基金と名称を変更し、定住促進策としての奨学金返還免除制度を導入するものです。

●十二月定例会特別報告

「新大型給食センター建設反対の請願」について、二度の委員会審査の結果「継続審査」となりました。

十二月定例会では、「請願」の扱いについて、より慎重な審査の必要性から、総務文教常任委員会でも再度の審査を行いました。その経過をお知らせします。

この請願は、「津山市学校給食整備計画(案)」に関係し、津山市の財政状況が厳しい中で、将来津山市を担う子供たちのために、二つ目の給食センターを設置するという教育委員会からの提案に対して「単独調理校を維持し、大型給食センターの建設を中止すること」などを求めたものです。

◎現在の「戸島学校食育センター」の課題への対策が不十分では・・・
今の「給食センター」は、「地産地消や給食の残菜の問題」などが未整理となっており、これらへの対策ができないまま新しい施設を建設することには疑問があり、センター給食方式のメリット・デメリットを十分把握して、子供たちのために何が一番適切なのかを考えながら慎重に議論すべきではないか。特に、学校給食施設等整備計画(案)が保護者に十分理解されていないこと、「食育の推進」に疑問があることについて、さらに研究する必要があるという観点から継続審査を求める意見がありました。

◎問題点を整理することを求めて一度不採択としました。

委員会としては、「問題点は整理をしていく」、「請願はセンター化のすべてを否定している」との意見などで一度不採択となりました。

しかし、その後、一部の新聞に請願団体の折込広告があったことから、「学校施設整備方針について保護者の理解を十分得られていないのではないか」との意見が出され、より一層慎重な審査が必要として、全員一致で再審査を行うことを決定し、再審査を行いました。そして、請願書の「大型給食センター建設を中止すること」などの文面について今後の検討も必要との意見があり、全員一致で継続審査となりました。